

**特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟**  
**通報窓口規程**

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本連盟の関係者からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(利用対象者)

第2条 通報及び相談窓口の利用対象者は、本連盟登録選手、指導者、役員、主催大会役員、大会補助員、ボランティアスタッフ等、本連盟の活動に参加している者（以下「関係者」という。）とする。

(通報対象事実)

第3条 通報又は相談の対象事実は、本連盟又は関係者による法令に違反する行為若しくは本連盟が定める内部規程に違反する行為又はそのおそれのある行為（以下「通報対象事実」という。）とする。

(窓口)

第4条 通報対象事実に対する通報及び相談窓口は コンプライアンス委員会で運営され、メール受付は外部理事の有識者とする。

(通報方法)

第5条 通報及び相談窓口の利用方法は、電子メールとする。

(調査)

第6条 1. 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス委員会が行う。  
2. 調査責任者は、調査する内容によって、関連委員会のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第7条 各委員会は、通報された内容の事実関係の調査に関して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、法令に違反する行為若しくは本連盟が定める内部規程に違反する行為が明らかになった場合には、連盟は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(連盟内処分)

第9条 調査の結果、法令に違反する行為若しくは本連盟が定める内部規程に違反する行為が明らかになった場合には、連盟は当該行為に関与した者に対し、賞罰規程第3章第6条により、懲戒処分を課することができる。

### 第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第10条 1. 連盟は通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）が通報または相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いをしてはならない。  
2. 連盟は、通報者等が通報または相談したことを理由として、通報者等の所属環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。  
3. 連盟は通報者等に対して不利益取扱いおよび嫌がらせを行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、賞罰規程第3章第6条により、懲戒処分を課することができる。

(個人情報保護)

第11条 1. 連盟および本規程に定める業務に携わる者は、通報又は相談された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。  
2. 連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、賞罰規程第3章第6条により、懲戒処分を課することができる。

(通知)

第12条 連盟は、通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者（通報者から通報対象事実があるとして通報された者）のプライバシーに配慮しつつ、遅

滞なく通知しなければならない。ただし、通報が匿名でなされたものである場合は除く。

(不正の目的)

- 第13条 1. 通報者等は、虚偽の通報や他人の誹謗中傷を目的とした通報又は相談、その他不正の目的を有する通報又は相談を行ってはならない。
2. 連盟は前項の通報又は相談を行った者に対し、賞罰規程第3章第6条により、懲戒処分を課することができる。

(通報または相談を受けた者の責務)

- 第14条 通報処理担当者のみならず、通報または相談を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む。)は、本規程の定めを遵守し誠実に対応するよう努めなければならない。

(付則)

本規程は令和6年12月25日より施行する。